

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」Q & A

2007年(平成19年)12月

Q 1 . 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の対象となる「地域公共交通」とはどのようなものですか。

A 1 . 地域住民の日常生活や社会生活における移動手段や地域への来訪者(観光客、ビジネス客等)の地域内における移動手段である公共交通を対象としています。具体的には、鉄道、路面電車、路線バス、コミュニティバス、タクシー、旅客船など幅広い公共交通が対象となり得ます。また、新幹線、高速バス、長距離フェリーなどの幹線・地域間交通は対象となりませんが、鉄道駅やターミナルへのアクセスなどの二次交通については、本法律の対象となります。

Q 2 . 「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく協議会を設置するメリットは何ですか。

A 2 . 地域公共交通の活性化・再生を図るためには、地域の多様な関係者による主体的な取組みが求められますが、その利害は複雑に絡み合っており、こうした関係者が共通の問題意識のもとに集まって、合意形成を図り、それを確実に実行するためには、一般的に多大な手間、労力や時間を要します。このため、本法律において、

- ・公共交通事業者等に対する協議会への参加要請応諾義務
- ・協議会参加者の協議結果の尊重義務
- ・公共交通事業者や利用者等による連携計画の作成、変更の提案制度

などを定めており、こうした仕組みを活用することで、地域の多様な関係者による合意形成や協働の取組みをより効率的、効果的かつ確実に行うことが可能となります。

Q 3 . 既に設置されている協議会を「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づく協議会として位置付けることは可能ですか。

A 3 . 法定協議会を設置する場合、地域において過度な負担や混乱がないように、既存の協議会の組織、体制を活用することは可能です。例えば、既に、鉄道やバスに関する協議会が設置されている場合に、こうした協議会を活用することなどが考えられます。

Q 4 . 鉄道だけ、バスだけ、旅客船だけを対象にした法定協議会の設置は可能ですか。

A 4 . 可能です。

Q 5 . 連携計画に位置付けられる事業には、どのようなものがありますか。

A 5 . 地域の鉄道、路線バス、旅客船の活性化、コミュニティバスの導入、L R T、B R Tの導入、さらにはこれと関連した利用促進活動など、地域公共交通の活性化、再生のためのあらゆる取組みが対象となります。

Q 6 . 住民、利用者、学校や地元企業等の取組みも連携計画の対象になりますか。

A 6 . 地域公共交通の活性化・再生のためには、幅広い地域の関係者の取組みが必要であり、計画の対象となります。

Q 7 . 連携計画は、複数市町村の区域にまたがって作成することは可能ですか。また、一市町村の区域内で複数作成することは可能ですか。

A 7 . 連携計画は市町村の区域が一定の目安になりますが、通勤、通学、買物、通院といった日常生活に関する交通圏が複数の市町村にまたがる場合は、複数の市町村が共同して連携計画を作成することは可能です。また、交通圏が一市町村に複数ある場合は、一市町村内で複数作成することも可能です。

Q 8 . 都道府県は連携計画の策定主体にはなれないのですか。

A 8 . 連携計画の策定主体は市町村ですが、都道府県も、法定協議会に参加することなどにより、一市町村を超えた広域的な観点から、地域の関係者に対して様々な支援をしたり、また、自ら主体的・主導的な取組みを行うことが期待されます。

Q 9 . 連携計画の策定や連携計画に位置づけられた取組みについてどのような支援がありますか。

A 9 . 連携計画の策定に対する財政支援や、連携計画に位置づけられた事業に対し関係予算を可能な限り重点配分・配慮したり、地方債の配慮などを行います。また、国による人材育成・ノウハウの提供なども行います。このほか、L R TやB R Tの導入、地方鉄道の再生など一定の事業に対しては、法律上の特例措置（L R Tの上下分離、地方債の特例、廃止予定日の延期等）を講じています。

以 上